

第 2 1 回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日 時 令和 5 年 3 月 28 日 (火) 10 : 00 ~ 10 : 50
場 所 仙台市役所表小路仮庁舎 1 階経済局作業室
出席者 選定委員 : 6 名
事務 局 : 経済局産業政策部企業立地課
内 容 1. 開会
2. 議事
(1) 審議事項
①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について
3. 事務連絡
4. 閉会

要旨

1. 委員会の開催について
委員 7 名中 6 名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。
2. 応募事業者との接触状況の確認について
事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。
3. 委員会の公開・非公開等について
事務局より、第 1 回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第 7 条第 3 項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。
4. 議事録署名委員の選任について
委員 1 名を議事録署名委員として選任した。
5. 守秘義務について
事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。
6. 審査手順について
事務局より、事業提案の審査手順について説明した。
具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。
7. 事業提案に関する意見交換
審査手順に従って、S-15 画地に応募のあった 1 件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。
 - (1) 受付番号 1 (S-15)
○次のコメントがあった。
 - ・事業所の設置規模から、15 名の正社員の雇用、特に人員確保が困難な状況の中、20~30 代を採用で来ているのは、評価できる。
 - ・事業所の屋根部分に太陽光パネルが設置されるのは、評価できる。
 - ・地区的に物流の一大拠点となっている。今回の事業者も物流であり、本地区の物流機能の一翼を担うと期待する。
8. 事業提案の評価について
各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。
9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定等について
 - (1) 受付番号 1 (S-15)

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、次のとおり事業候補者として選定とした。

受付番号 1 事業候補者として選定

10. 今後の事業者募集について

今後の事業者募集については、S-27 の事業者候補者が辞退を申し出たことから、不動産鑑定を実施後に、改めて事業者募集を行っていくこととした。

上記のとおり第21回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名委員が署名する。